

令和6年度 保健事業計画について

「けんぽ No. 24-1」にてお知らせしましたように、令和6年度の予算案が可決・承認されましたので、保健事業計画の概要について、下記のとおりお知らせいたします。

令和6年度につきましても、引き続き疾病予防に重点をおいた保健事業を実施いたします。

記

1. 病気の予防事業

(1)「被扶養者健診ガイドブック」の配付

当健康保険組合が補助を実施している①家族(主婦)健診「巡回型健診」、②人間ドック、③特定健診の概要や申込方法等を案内したガイドブックを被扶養配偶者(国内居住者)の皆さんのご自宅にお送りします。(4月下旬頃送付予定)

(2)家族(主婦)健診「巡回型健診」

健康診断の受診の機会が少ない主婦の方を対象に実施します。

当健康保険組合が委託※1する「財団法人京都工場保健会」が会場※2に巡回し、健康診断を実施します。

健診項目、手続き等の詳細については、「被扶養者健診ガイドブック」をご覧ください。

※1 他の健康保険組合も委託しています。

※2 会場は北海道から沖縄までをカバーしていますが、地区により会場数・オプション料金に差があります。また、地区により実施医療機関が異なります。

※3 この健診を受診した場合は他の補助は受けられません。(人間ドック・特定健診)

① 対象者

被扶養配偶者で主婦の方(年齢制限なし)

② 実施期間

健診機関が指定する期日(日時)「被扶養者健診ガイドブックに記載」

③ 実施方法

希望する会場及び期日(日時)を選択して「財団法人京都工場保健会」に申込み受診。

④ 費用

全額健保負担(基本項目のみ)

※オプション検査は希望により受診できますが、原則、自己負担となります。

また、オプション検査料金は地区(健診機関)により異なります。

(3)人間ドック補助

病気の早期発見・予防のために、補助を実施します。

①対象者

35歳以上の被保険者および被扶養配偶者

②実施期間

令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)

③実施方法

事前に健診機関に予約のうえ、担当看護師さん(シークスは総務部)へ申込書を提出。

※事前に申込書の提出がない場合は、補助の対象外となります。

※手続きについては、当健保ホームページ → 「保健事業」 → 「人間ドック」 内にある「人間ドックの手続きについて」をよくお読みください。

④ 費用

実費負担(ドック費用、健診データ作成費用)。

後日、補助金と立替分の健診データ作成費用を合算して支給。(原則給与振込)

※健保補助額(上限)は30,000円。(日帰り、一泊、被保険者、被扶養配偶者共通)

※健診データ作成費用(医療機関から健保に提供いただく xmlデータ作成費用)

●健診データ作成費用のかかる健診機関で受診された場合は、データ作成費用を受診者に立替払いしていただくこととなります。費用は医療機関により異なります。

(契約機関リストで費用をご確認いただけます。)

なお、人間ドック受診には次の制度も設けています。

○節目健診制度

・40歳・50歳に到達する被保険者および40歳に到達する被扶養配偶者を対象に実施。
(補助額45,000円(上限))

※健保が推奨するがん検診等の項目を受診されますと、補助額の上限が変わります。

詳しくは、対象者宛の通知文に掲載します。

・対象者には被保険者宛に通知します。(4月上～中旬に通知)

・申し込み時には受診申込書の受診区分の「節目」を選択して申し込んでください。

(その他)

・被保険者の方は、定期健康診断の代用となりますので、結果表を健康管理室に提出してください。

・被保険者の方は、同一年度に定期健康診断を受診された場合、補助の対象外となります。

・被扶養配偶者の方は、家族(主婦)健診や特定健診との重複受診はできません。

(4) 脳ドック・スマート脳ドック補助

脳血管疾患の早期発見・予防のために、補助を実施します。

① 対象者

被保険者および被扶養配偶者

② 対象年齢及び資格

40歳以上(年度内年齢到達を含み、かつ有資格期間6ヵ月以上の者)

③ 受診制限

5年毎(前回受診日より、5年以上経過)

④ 実施期間

令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)

⑤ 申込方法と費用補助

・脳ドック・・・(3)人間ドックの申込時にあわせて脳ドックを申込(同一日・同一医療機関に限る)

※脳ドック補助上限 20,000円、もしくは実費費用のいずれか低い金額

・スマート脳ドック・・・当健保に申込、当健保の委託業者が提供する予約サイトと専用クーポンコードを配信、ご本人で受診可能な医療機関を予約サイトより予約し、当日受診する。

※スマート脳ドック費用 0円(全額健保負担)

(5) 胃レントゲン検査

35歳以上の被保険者を対象に補助を実施します。

(6) 子宮がん検診

20歳以上の被保険者・被扶養者を対象に、秋頃に実施します。(詳細は別途ご案内します)

(7) 大腸がん検診

40歳以上の被保険者・被扶養者を対象に、秋頃に便潜血検査を実施します。
(詳細は別途ご案内します)

(8) インフルエンザ予防接種(web 申請)

被保険者・被扶養者を対象に、秋頃に実施します。(詳細は別途ご案内します)

(9) 「オンライン禁煙プログラム」の実施

本年秋頃に、被保険者の喫煙者を対象に医師のオンライン指導と処方薬を用いた禁煙プログラムを実施いたします。(詳細は別途ご案内いたします。)

2. 特定健康診査の実施

メタボリックシンドローム早期発見のため実施します。

① 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日。(毎年継続実施)

② 対象者

40歳以上の被保険者及び被扶養配偶者。
(海外駐在員及び年度途中の加入・脱退者を除く)

③ 実施方法

被保険者については、定期健康診断もしくは人間ドックにて代用。
被扶養配偶者については、上記、(2)家族(主婦)健診「巡回型健診」もしくは(3)人間ドックにて代用※1 していただく方法と、当健康保険組合が発行する「受診券」※2を持参して集合契約先の医療機関等にて受診していただく方法があります。

※1 (2)家族(主婦)健診「巡回型健診」および(3)人間ドックには特定健康診査の項目がすべて含まれています。

※2 希望者に発行しますので、「受診券」を希望される方は健保組合迄ご連絡ください。

④ 費用

全額健保負担(被保険者の定期健康診断、家族(主婦)健診「巡回型健診」の追加項目費用、人間ドックの自己負担額を除く)

〈ご参考〉

家族(主婦)健診・人間ドック・特定健診の比較表

	対象者	自己負担額	手続き
家族(主婦)健診	被扶養配偶者 (年齢制限なし)	0円 (追加項目は自己負担)	京都工場保健会に申込
人間ドック	35歳以上の被保険者・ 被扶養配偶者	健診費用と補助額との差額 (健保補助額30,000円) ※健診費用は、健診機関により異なります ※健診データ作成費用は、一旦、窓口で立替払いしていただき、後日、健保補助額と合わせ支給いたします	担当看護師に申込 SIIXは総務部に申込 任継者は健保に申込
特定健康診査	40歳以上の被扶養者	0円	受診する健診機関に申込

※1. 各健診を受診される場合は、重複して受診できませんので、対象年齢に応じて何れかを選択して受診して下さい。

※2. 家族(主婦)健診及び人間ドックの健診項目には、特定健診の項目が含まれています。

※3. 各健診の該当年齢は、令和7年3月31日時点の年齢とさせていただきます。

3. 特定保健指導の実施

メタボリックシンドロームの予防および改善のため、対象となられましたら必ず受診していただくようお願いいたします。

① 実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日。(毎年・毎月継続実施)

② 対象者

特定健康診査の結果から、積極的支援・動機づけ支援に該当する方。

③ 実施方法

当健保が委託契約している(株)リンテージの健康相談員がオンライン面談システムで健康診断の結果表を基に専門的な立場から助言・指導を行い、生活習慣病の予防・改善のフォローを行います。

また、該当者で喫煙者には、別途「オンライン禁煙プログラム」の受診勧奨を行います。

(被保険者)

対象者(該当者)になられた方へ「保健指導のご案内」を送付。(一部の事業所については、上司宛経由で該当者に送付)

裏面の受診要領に従い、支援期間内にオンライン面談システムで保健指導を受診する。

(被扶養配偶者)

被保険者と同様に「保健指導のご案内」を送付。

裏面の受診要領に従い、支援期間内にオンライン面談システムで保健指導を受診する。

④ 費用

全額健保負担

4. 保健のPR事業

(1)ホームページの運営

健康保険の仕組みや役割の解説、また、当健保独自の保険給付のご案内や保健事業の最新情報を提供するとともに、各種申請書の配信なども行っています。

ホームページアドレス：<http://www.inx-kenpo.or.jp/index.php>

又は、検索サイトで「サカタインクス健康保険組合」で検索してください。

(2)医療費と給付金支給額のお知らせ

毎月、受診者と給付金対象者にweb上にて、医療費および給付金の支給額などをお知らせします。

ホームページの「KOSMO Web」からアクセスおよびログインし「医療費と給付のお知らせ」をクリックして確認してください。ご自宅のパソコンからも閲覧できます。

ID・パスワードを忘れた場合は、サイトからご自身で手続きができます。

登録済みのメールアドレスを忘れた場合は、健保組合にメールで照会依頼してください。

(氏名と社員番号が必要です)

(3)電子媒体の医療費控除通知

e-Tax を利用した医療費控除手続き用に、「医療費控除用通知」を2月上旬及び3月上旬頃の2回配信します。

保険医療機関から1月末までに健保に届いた(前年1月～11月受診分)を2月上旬に、2月末までに健保に届いた(前年1月～12月受診分)を3月上旬に web 配信いたします。

これらを医療費控除申請に使用される場合は、いずれも修正・追加等が必要となります。

(4) 処方医薬品照会及びジェネリック医薬品の差額照会

服用している薬のうち、調剤薬局で処方された薬を web でお知らせいたします。

また調剤薬局にて処方された薬のリストと、新発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、どの程度価格が安くなるか・節約できるかを、個人ごとに具体的な医薬品名と価格を明記して、被保険者別に web 上にてお知らせいたします。(毎月)

5. その他

web 資格確認(調書)の実施

実施方法

情報連携システムより、住基情報・課税情報・年金情報を収集し、当健保で資格確認が必要と判断した方を対象に調査を実施いたします。

「KOSMO Web」システムの「被扶養者資格確認システム」を利用し、検認対象被保険者本人がインターネットを利用し、必要書類等をアップロードしていただきます。

(詳細は別途ご案内します。)

以上